

勇丸くんイラスト利用規約

1. 使用目的について

商品のPR・企業のPR・社内利用、勇丸くんのPR・社会貢献活動・地域イベント、無償配布グッズ製作(ノベルティ・景品・販促用品・その他)、販売を目的とした勇丸くんの商品化の使用に限り、それ以外の目的の場合は必ず目的を明記し調布市商工会が承認した場合のみ使用可能とする。

2. 使用期間について

使用期間は最長1年間までとする。1年間を超えて使用する場合は期間終了前に再申請する。

3. 使用制限について

イラスト使用申請者(以下「申請者」という)の使用が下記の事項のいずれかに該当する場合、その使用を承諾しないものとする。承諾後に発覚した場合は承諾を取り消し使用を禁止する通知を行う。

- (1)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2)調布市商工会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3)第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4)特定の個人、団体、法人又は商品等のシンボルやマスコットとして独占的に使用、又は使用されるおそれがあると認められる場合
- (5)特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (7)イラスト等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8)「勇丸くん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9)イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- (10)その他、調布市商工会がイラスト等の使用が適当でないと認める場合

4. 同意事項

申請者は申請にあたり以下の事項にすべて同意するものとする。

- (1)キャラクターデザインの「著作権」及び「商標」に関しては調布市商工会に帰属する。
- (2)調布市商工会は、使用承諾を行ったことに起因し申請者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。
- (3)申請者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全

責任を負い、調布市商工会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(4) 申請者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により調布市商工会に損害を与えた場合はこれによって生じた損害を調布市商工会に賠償しなければならない。

(5) 調布市商工会は、前3項の規定に違反する申請者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

5. 申請受付後について

(1) 調布市商工会は、本書面の申請受付日より「一ヶ月以内」に必要な事項を担当者へ確認し、適切な審査のもと「承諾」又は「不承諾」の結果を申請者へ通知する。結果に対する質問や審査の経緯等については回答しない。

(2) イラスト使用申請が「承諾」された場合は担当者へ連絡後、事務局は上記メールアドレスに「勇丸くん」イラストデータ等一式を添付し送信するものとする。これ以外のデータ引き渡し方法を希望する場合は、事務局へその旨を申し出るものとする。

6. イラスト使用後の対応について

イラスト使用申請者は「承諾」後遅滞なくその「成果物」を、調布市商工会に「提出」又は「報告」をしなければならない。「提出」又は「報告」方法については、事務局と事前協議を行うものとする。